

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、生活保護に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和6年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供などの求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪保護の決定及び実施及び徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑫医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ⑬就労自立給付金の支給の申請において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑭進学・就職準備給付金の支給の申請において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第九条第一項 別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・同法第9条第2項並びに同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8および21の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	【照会】・番号利用法第十九条第八号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161および162の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第45条、第163条および164条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8および21の項 【提供】 ・番号利用法第十九条第八号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171および172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
②所属長の役職名	福祉事務所 生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市総務部コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市健康福祉部福祉事務所生活福祉課 072-841-1452

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の15の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	・番号法別表第1の15の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	事後	
平成28年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供 番号法 第19条第7号 別表第二9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、53、55条 ・情報照会 番号法 第19条第7号 別表第二26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	事後	
平成28年10月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 計数時点の変更	平成27年8月17日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の15の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条) ・市法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	・番号法別表第1の15の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)	事後	
平成29年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 ・同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	事前	
平成29年6月28日	5. 評価実施機関の所属長の変更	生活福祉室課長 笠井 正治・藤重 寛	生活福祉室課長 藤重 寛・高木 稔	事後	
平成29年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部生活福祉室	総務部コンプライアンス推進課	事後	
平成29年6月28日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 計数時点の変更	平成28年10月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の追加	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務	事後	
平成30年6月28日	5. 評価実施機関の所属長の変更	生活福祉室課長 藤重 寛・高木 稔	生活福祉室課長 小寺 正豊・藤重 寛	事後	
平成30年6月28日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 計数時点の変更及び 2. 取扱者数 計数時点の変更	平成29年6月1日時点	平成30年6月8日時点	事後	
平成31年3月28日	5. 評価実施機関の所属長の変更	生活福祉室課長 小寺 正豊・藤重 寛	生活福祉室課長	事後	様式変更のため
平成31年3月28日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 計数時点の変更及び 2. 取扱者数 計数時点の変更	平成30年6月8日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更のため
平成31年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の15の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の26の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条) 【提供】 同表の9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119の項(同命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3) ・同表の21、30、90の項	【照会】 ・番号法別表第2の26の項 【提供】 同表の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 生活福祉室	枚方市 健康福祉部 福祉事務所	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉室課長	福祉事務所 生活福祉担当課長	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 総務部コンプライアンス推進課	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 枚方市総務部コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 福祉部生活福祉室	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 枚方市健康福祉部福祉事務所 072-841-1452	事後	
令和4年9月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の追加	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による金支取口座情報取得に関する事務	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムを称の追加	生活保護システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等		事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第1項、第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠の追加および削除	【照会】 ・番号法別表第2の26の項 【提供】 同表の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項	【照会】 ・番号法別表第2の26の項 【提供】 同表の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市 健康福祉部 福祉事務所	枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉事務所 生活福祉担当課長	福祉事務所 生活福祉課長	事後	
令和5年1月6日	I 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 枚方市健康福祉部福祉事務所 072-841-1452	〒573-8666 枚方市大堀内町2丁目1番20号 枚方市健康福祉部福祉事務所生活福祉課 072-841-1452	事後	
令和5年1月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月6日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和5年1月6日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和5年11月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の追加	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知）」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ・支払基金への委託 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	
令和5年11月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第1項、第2項並びに同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項（同条例施行規則第9条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第1項、第2項並びに同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項及び21の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	事後	
令和5年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]提供・委託しない []	[]提供・委託しない [十分である]	事後	
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の追加	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知）」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑩資料の提供などの求めに対する事務 ⑪被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 ・支払基金への委託 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知）」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供などの求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪保護の決定及び実施及び徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	
			⑫医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、イからエの事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。		
令和5年6月2日	I 関連情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要の追加	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知）」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理、その	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う ・「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知）」に基づき、日本人と同様の扶助を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 ④保護に要する費用の返還に関する事務 ⑤徴収金の徴収に関する事務 ⑥保護の決定及び実施及び徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑦医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ⑧就労自立給付金の支給の申請において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑨進学・就職準備給付金の支給の申請において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、イからエの事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。	事後	
令和5年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠の追加	・番号法別表第1の15の項 ・同法第9条第1項、第2項並びに同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項及び21の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の26の項	・番号利用法第9条第1項 別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8および21の項	事後	
令和5年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠の追加	【開金】 -番号法別表第2の26の項 【提供】 ・同表の 10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	【開金】・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161および162の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第45条、第163条および164条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8および21の項 【提供】 ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、156、161、167、168、169、170、171および172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第80条、第89条、第91条、第98条、第110条、第121条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第180条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条 ・枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	